

豊洲市場整備に関する要請

豊洲市場の整備については、平成13年2月、都知事の所信表明における豊洲地区を市場候補地とするとの発言から今日に至るまで、凡そ15年の長い年月をかけて、本区議会は都からの協議に真摯に応じてきた。この間、予定地における土壌汚染問題等、紆余曲折があったものの、本区議会は都民の食生活を支える役割の重要性から、大局的見地に立ち、平成16年10月に、豊洲移転を前提とする協議に応じることを了承し、平成23年7月には、豊洲新市場の整備について、大枠で了承したところである。

これと同時に、市場開場に伴うまちづくりへの影響を鑑み、「土壌汚染対策の確実な実施」、「総合的な交通対策の推進」、「新市場と一体となったにぎわいの場の整備」などの課題について、確実な対応を求めた。こうした経緯があるにも関わらず、都は、本年8月31日に、本区議会に事前の相談・連絡を一切行わず、一方的に移転延期を表明するとともに、翌月10日には、土壌汚染対策工事について、これまでの本区議会への説明とは全く異なる工法が採られていたこと等、次々に理解しがたい事実を公表した。さらに、こうした一連の騒動に対して、都は早急に本区議会への説明責任を果たす立場にあるにも関わらず、本日に至るまで行われなかったことは極めて遺憾であるとともに、その責任は重大である。

このような都の対応は、これまでの信頼関係を根底から覆す行為であり、対等な地方自治体間にあっては断じて容認されることではない。

また、これまでの本区議会が受入の前提条件として、対応を求めてきた事項についても、その履行状況は不十分であると言わざるを得ない。

よって、都には猛省を促すとともに、今後、移転計画を推進するにあたっては、市場開設者としての自覚を持ち、本区との信頼関係を一から構築し直すべく、受入の大前提として提示してきた土壌汚染対策をはじめとする要望事項について、一層強力に推進することを強く求める。

平成23年7月に清掃港湾・臨海部対策特別委員会にて、意見を付した各項目について、以下のとおり、今回、改めて要請する。都においては、万全の体制の下、責任をもって、誠意のある対応を強く求める。

記

1. 土壌汚染対策

これまで東京都からは、土壌汚染対策については専門家会議、技術会議における専門家の提言に則り、二重三重に万全の対策を施してきており、地下水のモニタリング調査結果も異常はなく、安全性に関しては全く問題ないとの報告を受けてきた。

しかしこの度、都が公表したとおり主要施設下に盛り土が施工されていなかったことから、都の報告内容に重大な瑕疵があったことは明白である。また、「環境基準を超える地下水モニタリングの調査結果」を踏まえれば、区民や市場関係者に安全性への懸念を抱かせる結果を招き、さらに、豊洲地域全体に風評被害を誘発しかねない由々しき事態である。

本区議会としては、従来どおり、安全・安心の確保は受入にあたっての最重要課題であり、移転予定地を無害化し、その担保が取れるまで受入は認められない。

今後、都においては、専門家会議や市場問題プロジェクトチームにおいて、安全性に関する科学的検証を行うとしているが、適切に行うことは勿論のこと、その結果を迅速かつ誰にも分かるよう丁寧に説明を行っていくことを求める。

また、安全性の担保を大前提に移転を決定する際には、事前に、本区と協議を行うとともに、区民や市場関係者の不安を払拭すべく、責任を持って安全宣言を行うなど、万全の対策を確実に講じることを求める。加えて、開場後も地下水管理システムの維持管理を適切に行うとともに、地下水のモニタリング結果等、安全・安心に資する情報に関しては、区民や区議会に対して、適時適切な提供を行うことを求める。

2. 交通対策

総合的な交通対策として、本区が重ねて求めてきた、大量輸送が可能な交通機関の整備、駐車場対策、区内各地域から市場への交通アクセス向上については、路線バスの新設などの対策が講じられる旨の報告があるものの、十分な対応が図られているとは言い難い状況である。

とりわけ、地下鉄8号線については、一刻も早く、都が主体となって、整備着手に向けた具体的調整を図り、事業化の目途を明確に示すことを求める。

3. 市場と一体となったにぎわいの場の整備

千客万来施設については、豊洲市場の開場にあわせ、一体的な整備を求めてきたものの、事業予定者の撤退等により、事実上、同時開場は困難となった。これに対して、本区議会は、事業実現に向け事業予定者等の調整をすべき東京都が、その役割を果たしていないこと等を指摘するとともに、市場との同時開設をするために全力を傾注するよう要望してきたところである。

本区議会としては、こうした経緯がありながらも、6街区における先行開設を了承してきたところであるが、改めて5街区の暫定活用を含めた継続性のあるにぎわいの場の整備に向けて取り組むことを求める。

また、施設の整備・運営にあたっては、本区の意向も十分に踏まえること。

上記項目に関わらず、本区に影響を及ぼす事項に関しては、遺漏なく、また時機を逸することなく、速やかに本区議会に報告・協議を行うこと。

なお、各項目について、具体的な対応が見られない場合は、豊洲地区への移転の受入は了承しかねることを申し添える。